

(可決)

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

(発議第1号・原案可決)

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症は、急速な勢いで世界中に拡散しており、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、国際的な脅威となっている。

我が国においても、武漢市からの渡航者の他、感染経路が明らかではない日本人が感染、死者が出るなど、予断を許さない状況となっている。

事態の収束が見えない中、新たな感染が確認されるたび、国民の不安は増大する一方であり、国と地方公共団体が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められている。

よって、国においては、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大の防止策などを総合的かつ強力に推進するため、次の対策を講じるよう強く要望する。

1. 国外からのウイルスの侵入を確実に防ぐため、入国管理の徹底、とりわけ空港、港湾における検疫体制など水際対策の強化を図ること。
2. 国内における感染拡大防止のために、診察及び検査が適切に行えるよう、簡易検査キットを早期に開発するとともに、実施に必要な診察・検査体制や医療物資の整備、感染者の受け入れ体制の拡充、多言語に対応できる受診体制の構築など地方における医療体制の強化を支援すること。
3. 高まる不安や風評被害に対応するため、国民、訪日外国人及び地方公共団体に対して、正確かつ詳細な情報提供を迅速に行うとともに、多言語による24時間対応の相談体制の充実を図ること。
また、感染者や濃厚接触者等の情報公開について、風評被害防止や人権保護にも配慮した統一的な対応方針を提示すること。
4. ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。
また、マスク、防護服、検査キット等の医療物資が不足することがないように、国の責任において必要量の確保に努めること。
5. 感染拡大や風評被害により、観光関連産業や製造業など地域経済への影響が発生していることから、本県を支える中小企業への影響を最小限に留めるための対策を実施するとともに、感染が終息した時には速やかな回復を図ることができる支援を、関係機関と連携しながら行うこと。
6. 小・中・高等学校及び特別支援学校について、全国一斉の臨時休業の要請を踏まえ、生徒・学校や保護者、企業などに生じる様々な影響への対応に万全を期すこと。
7. 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月4日

青 森 県 議 会

(第301回定例会・発議第1号・田中順造外46名)

(可決)

日米貿易協定に対し万全な対策を求める意見書

(発議第2号・原案可決)

T P P 1 1 や日 E U ・ E P A に加え、本年1月1日の日米貿易協定の発効など、経済のグローバル化が急速に進展していることを踏まえ、国は、これらに対応する施策を体系的に整理した「総合的な T P P 等関連対策大綱」を改訂したところである。

しかし、日米貿易協定並びに T P P 1 1 による農林水産物への影響額は、県の試算によると最大52億円と見込まれ、食料供給県である青森県の農林漁業者や関連事業者からは、依然として強い不安と懸念の声が上がっており、これらを払拭する十分な説明と農林水産業の持続的発展を確保する施策の展開が求められている。

よって、国は、新たな国際通商の環境下においても、農林漁業者や関連事業者が将来展望を持って経営に取り組むことができるよう、「総合的な T P P 等関連対策大綱」等に基づき、安全・安心で高品質な国産品の P R による差別化に加え、生産基盤の強化や輸出の促進、知的財産の流出防止など、万全の対策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月12日

青 森 県 議 会

(第301回定例会・発議第2号・田中順造外43名)

(可決)

国会における憲法議論についての意見書

(発議第3号・原案可決)

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則とする日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民の福祉、国家の発展に大きな役割を果たしており、今後も堅持されるべきものである。

一方で、憲法施行当時と比較して、我が国を取り巻く国際情勢や地方が抱える数々の問題は、大きく変化しているものの、今日に至るまでの70年を超えるこの間、一度も改正が行われていない。

常に時代の変化と将来を見据え、現代にふさわしい国家のあり方を構想し、主権者である国民において幅広く論議され、主体性や意思が反映されるよう努めることは、憲法改正の発議権を有し、国権の最高機関として国民から国政を負託されている国会の責務である。

よって、国においては、よりよい国づくりへ向け、日本国憲法について、国民の広範な理解が得られるよう説明するとともに、国会の憲法審査会で丁寧な議論を進めるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月12日

青 森 県 議 会

(第301回定例会・発議第3号・田中順造外34名)

(可決)

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

(発議第4号・原案可決)

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期時代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが、40～64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性のある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
2. 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくするような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保。さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。
3. 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月24日

青 森 県 議 会

(第301回定例会・発議第4号・田中順造外46名)

(可決)

第80回国民スポーツ大会の開催に関する決議

(発議第5号・原案可決)

国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上を図るとともに、地域スポーツの推進と地方文化の発展に寄与してきた。

令和7年に本県での開催を目指す第80回国民スポーツ大会も、本県スポーツの振興及び発展、県民のスポーツに対する興味・関心の高まり、スポーツによる地域の活性化、スポーツを通じた健康づくりや生きがいつくりの推進、次代を担う子どもたちに夢や希望を与えるなど、新たな活力の創出に繋がることが期待されるとともに、全国から訪れる多くの参加者へ本県の魅力を発信できる絶好の機会となる。

また、昭和52年に開催した第32回国民体育大会「あすなる国体」は、史上初の完全国体として、本県のスポーツ振興に多大な影響を与えるとともに、その後の県勢発展の大きな原動力となった。「あすなる国体」に続き、第80回国民スポーツ大会も完全大会として開催することは、「あすなる国体」の成功により生まれた確かな自信と誇りを再び県民にもたらし、本県の未来へのより大きな財産になるものと確信する。

よって、本会議は、第80回国民スポーツ大会が冬季大会と本大会を併せて行う完全大会として青森県で開催されるよう、県民の総意に基づき強く要望する。
以上、決議する。

令和2年3月24日

青 森 県 議 会

(第301回定例会・発議第5号・田中順造外46名)